

# 確 認 書

琉球大学長と沖縄国公労琉球大学労働組合・琉球大学病院労働組合・琉球大学教授職員会（以下「労働組合」という。）との間で「平成21年6月期における期末・勤勉手当」に関し、下記のとおり確認する。

## 記

1. 琉球大学長は、「国立大学法人琉球大学における平成21年6月に支給する期末手当・勤勉手当の特例措置に関する規程（平成21年6月1日施行）」（以下「特例規程」という。）について、過半数代表者選出の手続きをとることが出来なかったことにより、労使間の信頼関係を損なったことを遺憾とする。
2. 琉球大学長は、国立大学法人をめぐる社会情勢を総合判断し、平成21年6月期における期末・勤勉手当について、その支給の一部を削減する。削減によって生じる財源について、その使途などについて労働組合からの意見や各部局からの要望等を集約しながら計画・執行する。
3. 琉球大学長は、過半数代表者を選出し、特例規程について意見の聴取を行う。労働組合は、今回の不利益変更措置に対する代償措置を含む労働条件の改善について交渉が続けられることを条件として、過半数代表者の選出に協力する。
4. 琉球大学長は、夏に予定されている人事院勧告を受けて、労働組合に対し情報提供を行うとともに、その対応について労働組合と交渉を行う。

平成21年6月 日

国立大学法人 琉球大学  
学 長 岩 政 輝 男

沖縄国公労琉球大学労働組合  
執行委員長 石 川 敏 文

琉球大学病院労働組合  
執行委員長 宮 良 い づ み

琉球大学教授職員会  
会 長 星 野 英 一